

# 30通信

・おもいやるのある子  
・おおいに学ぶ子  
・おもいきり体を動かす子

令和7年12月19日(金) No11



師走の候、保護者、地域の皆様におかれましては、日頃より学校行事への参加や子どもたちの見守りなど、本校の学校教育活動にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

早いもので、今年も1年が終わろうとしています。学校では1年のまとめとして、自分のできたことやもう少し頑張りたいことなどを振り返り、新年に向けてめあてを考えています。今号は「休日や放課後の過ごし方」についてお知らせします。秋季休業前に、お子様と一緒にご一読をお願いします。

6日に会えることを楽しみにしてるのん♪

よいお年を～ 🍷 🍒 🍆



## ○休日や放課後の過ごし方

### 《安全に過ごすために》

- 夏休み同様 10:00までは家で過ごします。  
17:00の『夕焼け小焼け』は家で聞くようにします。
- 子どもだけで外出するときは、いつ、どこで、だれと、何をするのか。何時に帰るのかを家の人に伝えるようにします。
- 子どもだけで、学区外やゲームセンター、カラオケなどの遊戯施設（四街道のイトーヨーカ堂やフレスポ、ワンズモールなど）には行かないようにします。
- 公園はみんなの場所です。ルールやマナーを守って、地域の人も安心して使えるようにします。
- お金の使い方に注意しましょう（使う分だけを持ち出す。レシートを家の人に见せる）。
- 保護者が不在の友達の家には、入らないようにします。

### 《交通事故から身を守るために》

- 自転車は乗る前に安全点検をし、正しい乗り方で乗ります。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶります。
- 自転車の二人乗りは、絶対にしません。
- 道路やマンションの駐車場では遊ばせん(ボール遊び、ローラースケート、スケートボード、ローラージュズなど)。
- 横断歩道や信号機のあるところを安全確認してから渡ります。



来年4月1日から自転車の交通違反に対して反則金が課せられます。これは 16歳以上の全ての自転車利用者が取り締まりの対象となります。

### 【主な違反行為と反則金】

- 携帯電話を手に持って操作する「ながら運転」・・・1万2000円
- 傘さし運転、イヤホンをつけて周囲の音が聞こえないような状態での運転・・・5000円
- 並走や二人乗り・・・3000円

☆113種類の違反が対象になるようです。

また、千葉県のヘルメット着用率は、全国ワースト4位の7.9%（令和7年度 警視庁調査）と全国平均の21.2%を大きく下回っています。ヘルメットの着用は、自分の命を守ることに繋がります。

自転車の安全な乗り方は、一朝一夕には身に付きません。日頃から安全な乗り方ができるようお声かけをお願いします。

また、千葉県自転車安全利用ルールとして「ちばサイクルール」があります。こちらも併せてお読みください。

《危険から身を守るために》

- 1 危険な場所へ近寄りません。
- 2 火を使った遊びはしません。
- 3 知らない人の車には乗りません。
- 4 ちかんや不審者にあったら、大きな声で助けを求め、すぐに逃げます。
- 5 夜のひとり歩きはしません。やむを得ない場合は、明るく人通りの多いところを歩きます。
- 6 スマートフォン・携帯電話・パソコンなどは、保護者に利用するサイトを伝えて使います。
- 7 SNSやメールなどで、人の悪口や名前等の個人情報を書き込んではいけません。

※ 子ども家庭庁「ネットの危険から子どもたちを守るために」をお読みください。



事件や事故に合わない、巻き込まれないように上記のことを守るようにお子様へお声かけください。学校では不審者に会った際の合言葉として「いかのおすし」を指導しています。冬休み中においてもご注意ください。



学校生活や放課後の過ごし方、登下校に関して何かありましたら、上記までご連絡いただくと幸いです。



# 千葉県自転車安全利用ルール ちばサイクルール

## 自転車に乗る前のルール

このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

### ① 自転車保険に入ろう

千葉県では条例改正により令和4年7月1日から**自転車保険の加入が義務化**されました。

自転車は誰もが事故の加害者となる可能性があり、過去には1億円近い賠償金を請求された事例もあります。

万が一の事故に備えて、必ず**自転車保険に加入**しましょう。



### ② 点検整備をしよう

思わぬ事故を防ぐため、自転車も車と同じように**点検・整備を定期的**にしましょう。

ブレーキがよく利くか、タイヤの空気は入っているか、ライトが点灯するかなど、利用する前に必ず点検しましょう。



### ③ 反射器材（リフレクター）を付けよう

夜間、車や歩行者との交通事故を防ぐため、**ライト（前照灯）、後部の反射器材**と合わせて、**側面にも反射器材（リフレクター）**を取り付けましょう。

道路を横断する時に、車のライトに反射して発見されやすくなります。

【より発見されやすくするために…】

反射器材を付けるのと合わせ、白や黄色などの明るい服装を身につけましょう。



### ④ ヘルメットをかぶろう

道路交通法でヘルメットの着用が努力義務となりました。（令和5年4月1日から）



おしゃれなヘルメット

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約2.2倍高くなっています。

（出典：警察庁HP H29～R3年合計）

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要ですので、**自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。**

### ⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車は車の仲間ですので、**飲酒運転は絶対禁止**です。

飲酒運転は、ハンドル操作やブレーキの遅れ、判断力の低下などを招くため、**危険な行為**です。



ちばサイクルールで  
事故防止！



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

飲酒運転を  
しないために

- ① お酒を飲んだら自転車に乗らない
- ② 自転車に乗る人にはお酒を飲ませない
- ③ お酒を飲んだ人には自転車を運転させない

知っていますか？  
自転車のニュース

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、**自転車を運転する全ての人に、乗車用ヘルメットをかぶる努力義務**が課せられました。自転車に乗るときはしっかりとヘルメットをかぶって、安心・安全に自転車を楽しみましょう！

お問い合わせ / 千葉県くらし安全推進課 電話043-223-2263

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

ちばサイクルール

検索

# ちばサイクリール

## 自転車に乗るときのルール

### ① 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて**車道の左側**に寄って通行します。右側通行は大変危険です。



【歩道を通行できる場合】

- ・道路標識や道路標示で指定された場合
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

### ② 歩いている人を優先しよう

**歩道は歩いている人が優先**です。歩道を通行するときは、車道寄りを通りましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。

歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。



### ③ ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの**ながら運転は危険**です。

法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。

#### ◆ 傘を差しながら



周りが見えにくくなるうえ、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。

#### ◆ スマホ・携帯電話を使いながら



周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険性が高くなります。

#### ◆ イヤホン・ヘッドホンを使いながら

周りの音が聞こえない状態で自転車を運転すると、危険に気づくのが遅くなったり、音楽に気をとられて運転に集中できなくなったりする可能性が高くなります。



### ④ 交差点では安全確認しよう

自転車の**事故は、半分以上が交差点**で発生しています。

交差点を渡る時は、信号や標識に従うのはもちろん、**徐行**や**一時停止**をして、周囲の安全を十分確かめましょう。

見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。



### ⑤ 夕方からライトをつけよう

自転車のライト(前照灯)は、前方を照らすだけでなく、**車などに自転車がいることを知らせる**ためのものでもあります。

自転車から車はよく見えますが、車の運転者から自転車が必ず見えていたとは限りません。

特に、**夕暮れ時**は事故が起きやすくなるので**早めにライトを点灯**しましょう。



令和5年2月作成